

条例形質変更時要届出区域台帳

整理番号	H29条-123	指定番号・指定年月日	条指-22・平成29年11月15日、平成30年6月5日、令和元年7月5日、令和元年11月25日	所在地	横浜市中区千鳥町3番1、7番、豊浦町1番、磯子区鳳町5番1の各一部		
調製・訂正年月日	平成29年11月24日調製(新規指定、形質変更届出)、平成29年12月6日訂正(区域外搬出届出)、平成30年6月20日訂正(追加指定)、平成30年7月30日訂正(完了報告)、平成30年10月10日訂正(形質変更届出)、平成30年12月5日訂正(区域外搬出届出)、平成31年3月13日訂正(完了報告)、令和元年7月5日訂正(追加指定)、令和元年7月30日訂正(形質変更届出)、令和元年12月26日訂正(追加指定、形質変更届出)、令和2年6月30日訂正(完了報告、地下水調査報告)、令和3年5月10日訂正(地下水調査報告)						
条例形質変更時要届出区域の概況	事業所	面積	142.725平方メートル(平成30年6月20日訂正) 215.785平方メートル(令和元年7月5日訂正) 230.165平方メートル(令和元年11月25日訂正) 248.565平方メートル				
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった条例土壌汚染状況調査の結果により指定された条例形質変更時要届出区域にあつては、その旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類							
土壌汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した条例土壌汚染状況調査の結果により指定された条例形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該省略の理由							
汚染の除去等の措置が講じられた条例形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該汚染の除去等の措置							
規則第59条の28第1項第4号から第6号までに該当する区域にあつては、その旨							
条例形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状態	報告受理年月日	調査の契機	調査を行った特定有害物質の種類	土壌の汚染状態	地下水の汚染状態 (溶出量基準不適合の場合)	指定調査機関の名称	
	平成29年8月3日	形質変更	クロロエチレン、四塩化炭素、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、ポリ塩化ビフェニル	適合・不適合		グリーンサーチ株式会社	
			ふっ素及びその化合物	溶出量基準 含有量基準	適合・不適合 適合・不適合		不明
	平成30年4月3日	形質変更	クロロエチレン、四塩化炭素、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、シアン化合物、水銀及びその化合物、ポリ塩化ビフェニル	適合・不適合		グリーンサーチ株式会社	
			鉛及びその化合物	溶出量基準 含有量基準	適合・不適合 適合・不適合		適合
			ふっ素及びその化合物	溶出量基準 含有量基準	適合・不適合 適合・不適合		不明
					適合・不適合		
	平成31年4月9日	形質変更	クロロエチレン、四塩化炭素、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、ポリ塩化ビフェニル	適合・不適合		グリーンサーチ株式会社	
			ふっ素及びその化合物	溶出量基準 含有量基準	適合・不適合 適合・不適合		不適合
	令和元年9月9日	形質変更	クロロエチレン、四塩化炭素、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、ポリ塩化ビフェニル	適合・不適合		グリーンサーチ株式会社	
			ふっ素及びその化合物	溶出量基準 含有量基準	適合・不適合 適合・不適合		不適合

	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壌の搬出	汚染土壌の処理方法
土地の形質の変更の実施状況	平成29年8月22日 (平成29年9月5日)	平成30年2月17日	土壌の掘削、基礎設置、埋戻し	J X T G エネルギー株式会社	① 無	不溶化処理 セメント製造
	平成30年10月3日 (平成30年10月17日)	平成30年12月7日	土壌の掘削、基礎設置	J X T G エネルギー株式会社	① 無	不溶化処理 セメント製造
	令和元年6月6日 (令和元年6月20日)	令和元年12月25日	土壌の掘削、基礎設置	J X T G エネルギー株式会社	① 無	不溶化処理 セメント製造
	令和元年11月26日 (令和元年6月20日)	令和元年12月25日	土壌の掘削、基礎設置	J X T G エネルギー株式会社	① 無	不溶化処理 セメント製造

(A4)

(備考) 台帳は、事業者から報告された届出書(地歴調査、分析調査、対策完了等)に基づき作成しています。  
土壌の汚染状態が「適合」や「対策完了」の場合であっても、横浜市が当該土地に汚染が存在しないことを保証するものではありません。